

構成員の氏名及び構成の割合

1. 民法第34条の規定に基づき設立された法人、合名会社、合資会社の場合は社員名簿を提出すること。（民法、商法又は会社法上の社員であり、従業員ではない。）
2. 財団法人にあたっては、基本座さんの攻勢を証する書類を提出すること。
3. 構成員が株主である場合には、次の表に記載すること。
 - (1) 発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主のみを記載すること。
 - (2) 構成割合の欄には、出資比率、持ち株比率等を記載すること。
 - (3) 介護サービスを提供している者の欄には、構成員が介護サービス事業者である場合、その運営する法人等の役員である場合又はその運営に参加する者等である場合、○を記載するとともに、当該介護サービスの概要とその構成員の役割を確認できる書類を提出すること。

番号	氏名又は名称	構成割合	介護サービスを提供する者
1	正会員（ 名） 別紙「正会員リスト」のとおり	活動会員の %	なし
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

4. その他の法人にあたっては、これに準じた取り扱いをすること。

5. 法人の役員のうち、介護サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び三親等以内の家族の者は次に記載すること。

番号	氏名	職名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		